

第十二回 参議院建設委員会會議録第十六号

昭和三十年六月二十八日(火曜日)午前
十時二十三分開会

委員の異動

六月二十四日委員平井太郎君辞任につ
き、その補欠として横川信夫君を議長
において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 石川 榮一君
理事 石井 桂君
赤木 正雄君
近藤 信一君
武藤 常介君

委員

小澤久太郎君
西岡 ハル君
酒井 利雄君
宮本 邦彦君
横川 信夫君
北 勝太郎君
村上 義一君
湯山 勇君
田中 一君

国務大臣

建設大臣 竹山祐太郎君

政府委員

建設大臣官房長 石破 二郎君
建設省計画局長 濑江 操一君
建設省河川局長 米田 正文君
事務局側
常任委員 菊池 璋三君
会専門員 武井 鷹君
常任委員 常任委員 武井 鷹君
会専門員 会専門員

説明員

建設省住宅局 鮎川 幸雄君
住宅経済課長

本日の會議に付した案件

○日本住宅公団法案(内閣提出、衆議院送付)
○住宅融資保険法案(内閣提出、衆議院送付)

○公営住宅法第六條第三項の規定に基
き、承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○建設事業並びに建設諸計画に関する
調査の件
(東北地方の水害に関する件)

○委員長(石川榮一君) ただいまから
建設委員会を開会いたします。

前回に引き続きまして、日本住宅公
団法案、住宅融資保険法案、「公営住宅
法第六條第三項の規定に基き、承認を
求めるの件」について総括質問を行
います。質疑のおありの方は順次御発言
を願います。

政府委員は石破官房長、濑江計画局
長、五十嵐都市復興課長が説明員とし
て出席しております。

○石井桂君 きょう新聞を見ると、金
融公庫の貸付について新聞発表したよ
うですが、今問題になっている貸付率
の昨年より約一〇%低下について発表
されているようですが、今ああいう発
表をしても差しつかえないですか、ど
うですか、その辺一つ……。

○政府委員(石破二郎君) 実はまだ予
算成立前でございます、その点非常

に心配したわけでございますけれども、
年度も相当経過して参っております、
すし、実は毎年の例といたしまして、
予算が成立したならばという条件をつ
けて、予算成立前に毎年やらしていた
だいておるような実情でございます。
昨年はたしか三月の二十五、六日ごろ
に発表したと思ひます。なお、実際の
受付につきましては、一般の方につき
ましては七月の十一日から受け付ける
ということにいたしております。もち
ろん、予算が国会において修正等がな
されました際には、それに応ずる準備
は整えておくようにということをし
渡しております。

たかもしれませんが、融資率が
変更のないようなときには、予算が通
ればということではないと思ひます。
が、今問題になっておるのは、金融公
庫住宅では、住宅計画の一環になっ
ておる金融公庫住宅での融資率が問題
になっておる。そこで昨年よりも一割
ほど低率にして貸し付けるといふこと
であれば、これは一般の庶民の人が、
昨年通り貸し付けられると思つていた
人は、ここであきらめてしまふと思ひ
ます。そして比較的余裕が持たせられ
る希望を持ってこの発表を讀むだろう
と思ひます。そういう不都合が、これ
から予算がきまり、いろいろな公団法
や何か通る、その間において、この国
会あたりでたとえ融資率は昨年通り
にしるというふうな条件でもつけられ
ると、せっかく発表したものがむだに

なつてしまふ、そういう危険を冒して
までも先に発表した方がいいというこ
とをお考えになつて、発表されたん
でしようか。
○政府委員(石破二郎君) お話の通
り、今年も昨年とたいぶ融資の条件が
違つておりました、当委員会におきま
しても非常な御議論があることは十分
承知いたしております。従ひまして、
かりに御審議の結果、融資率を若干で
も変えろというふうなことになるま
れば、やはりあの手続はもう一べんや
り直しまして、相当の期間において希
望者を募集するといふ手続をとるつも
りでございます。

○石井桂君 私はなるべく早く発表す
ることは賛成なんです。今年度の住宅
に対する計画を発表して、そうして國
民が住宅ができるように結局便利にな
るわけでありまして、非常にけつこ
うなんです、どうもまだはつきりし
た、融資率を政府の計画通り一割下げ
てきまるといふことも、どうもま
だ、いわゆる参議院軽便問題もわれわ
れからいへば考えられるわけです。何
かちよつと、われわれからいへば、ば
かにしておるような気もしいことも
ない。そこらの点はちつともお考えに
ならなかつたのですか。
○政府委員(石破二郎君) 実は考えな
いではありませんが、正直に申
し上げますと、もう少し早くやるつも
りであつたのでございます。ここまで
来て、もう数日というところでやりま
した点は、まことにお話のようである
いは御意見が出ようかと思ひますけれ
ども、実は正直を申し上げますと、も
う少し早く、一月くらい前にもう
やつておきたいと思つたくらいでござ
いまして、発表の手続等がおくれたの
でございます。内定いたしました印刷
物などを作るのに着手しましたのは、
ずいぶん前でございます、参議院と
か衆議院とかいうことにこだわりなし
に、私の方は一日も早く募集しておき
たい。ただし、国会で変わるようにな
りますれば、当然もう一べんやり直す
というしつかりした条件はつけておるつ
もりでございます。

○近藤信一君 関連して……今の官
房長の御説明によると、もっと早くや
りたかつた、こういうことで非常にあ
せつておられるようですが、そのあ
せつておられるというのは、早くやら
なければ政府の公約の四十二万戸が建
たないから、そのようにあせつて早く
やられたのですか。
○政府委員(石破二郎君) まあ公約が
守れないからという前に、その前に住
宅を二戸でも早く建てたい。それが結
果的には、政府の公約を必ず守りた
い。まあ同じことだと思ひますが、わ
れわれとしましては、一戸でも早く家
が建つことを念願いたしましたして処置
いたしました次第でございます。
○近藤信一君 今日新聞を見ます
と、三回以上申し込んだ者は今度は優
先的に貸し付けると、こういうふうな
ことが出ておりましたが、そういう慣
例は今までにあつたのですか。

○政府委員(石破二期君) 従来からやつております。従いまして、今年は三回以上継続して落選しておられる方に、大体無抽せんで、選考だけでお貸ししよう。大体まあ五千戸程度ありやせぬかと思っておりますが、しかしこれは、従来三回続けて申し込まれた方のうちで、何回かもう棄権されることを実は見越しております。従いまして、これが全部出てくるというようにことになりますれば、必ずしも無抽せんということにはいかないかと思いません。前例はあります。

○近藤信一君 棄権されるものを見込んでということは、これは、先ほど石井委員が言われましたように、融資率が下つたので申し込みがないだろうというところを見込んでやられたと理解してよろしいですか。

○政府委員(石破二期君) 従来からも、まあ一割ないし二割程度はやっぱり棄権される方があったようでありまして。その間に、住宅事情がいろいろお変わりになったり、経済事情がいろいろお変わりになったりということもあるかと思ひます。さらに、お話の通り、今年には融資の条件が若干変わっておりますから、お話のような事情による方もないとは断言できないと思ひます。

○近藤信一君 三回連続で申し込んだ人は——これは第一審査と第二審査とありますね、あるでしょう。それで、第一審査ではねられた人でも、とにかく三回以上申し込んだ人ならば、だれでも今度はかまわず、条件さえ備わつておれば優先的に貸し付けられると、こういうことに理解してよろしいですか。

○政府委員(石破二期君) 抽せんの手続を省くというだけだと思ひます。一般のとの違いは、抽せんせずに選考だけでお貸しするということだと承知しております。

○石井桂君 融資率を一割上げたならば、何戸計画になりますか。七万五千戸計画が何戸計画になりますか。

○政府委員(石破二期君) あつとそこの計算をここでいたしておりませんが、さつそく計算いたしてみたいと思ひます。

○石井桂君 これは一割上げられる公算もずいぶん大きいと思ひますが、ね、われわれは。政府では確信があられて、変えられないと確信があるのかもしれないが、その場合融資率を去年通りしたならば何戸減るかぐらいの計算をしていないのは、どうも政府当局の怠慢のように思われる。非常に簡単な算術ですからね、五分もあればできてしまふ。だから、石破官房長御存じなくとも、南部課長あるいは鎌田課長、なかなか立派な方が済々でありますから、関係者から……

○委員長(石川一君) この際説明員を御紹介します。説明員は鶴海都市計画課長、南部住宅企画課長、鎌田住宅建設課長、鮎川住宅経済課長、この四氏が出席しております。

○説明員(鮎川幸雄君) 今年度の住宅金融公庫の貸付の予定戸数は七万五千戸でございますが、そのうちの三万戸は増築に対する貸付でございます。残り四万五千戸が一般の公庫貸付になっております。戸数で申しますと、その一分は約四千五百戸でございます。

でもつけて予算でも通ることになれば、まあ全体からいって四十二万戸のうち、四千五百戸が減ることなどありますね。そういうふうな考へてよろしゅうございませうか。

○政府委員(石破二期君) お話の通りでございます。

○石井桂君 そういたしますと、四十万二千戸のうち四千五百戸とすると、これは考へて、そのくらいな異動はあつても、国民は責めないと思ひます。減つたことについて、四十二万戸の計画の中に四千五百戸ぐらいのずれがあるという成績は、私は九十何パーセントができるわけですから、国民は責めたいと思ひます。それと同時に、政府の計画した十七万五千戸のほかに二十四万五千戸のこれができるかできないかという、何といひますか、不たしかな条件ですね、その方がよっぽど四千五百戸よりも大きな心配が私にあると思ひます。そこで一割——つまり融資率を去年のままにしておきながら国民は非常に喜ぶのですから、今からでもおそくないと思ひますが、そういうふうに変える意思はないでしょうか。

○政府委員(石破二期君) お話の通り、四十二万戸のうち四千五百戸を見捨てた方がいかに、あるいは融資率は若干下げて四千二百戸の戸数を確保した方がいかに、御議論のあるところだと思ひますが、私どももいたしましてはやはり、少しは融資率が下りまして、一戸でも家を多くという考へを持っておりまして、目下のところこの融資率を変える意思は持っておりません。

○石井桂君 そんならば、四十二万戸をもつと来年、来年のことを言うと鬼が笑うかもしれないけれども、戸数をふやすために、さらに六割五分が五割五分になりあるいは五割ぐらいにでもなることがあり得ると、今の御議論からいへば想像されるわけですね。ことに金融公庫の七万五千戸の中で三万戸というものは、あれは半額でしょう、増設策に対してはですね。だから、これまで後退することはどうも想像できるといふ思ひますね。そういうことはまだ考へたことはないのですか。

○政府委員(石破二期君) 今年の公庫の融資率を変えたのは、実は従来公営住宅と公庫住宅二種類しかありませんのに、その中間ともいへべきところに公団方式による住宅二万戸を入れた関係上、そういう関係もありません。この融資率は若干下げてはよろしいところどころでいろいろ措置をとつておるわけでありまして、何ら措置を講ぜずに住宅金融公庫の融資率だけを下げるといふことは、私どもとしては現在考へておりません。

○石井桂君 ですから、日本公団法でしたか、住宅公団法、これの措置をとつたから下げるということでありまして、日本住宅公団法の成績がますますよくなるということであれば、あなたの御議論だと、だんだん下げてゆきそうな気も、そういう気持をこちらで受けるわけですね。そういうことは心配ないですか。

○政府委員(石破二期君) 住宅金融公庫の法律にも書いてあります通り、やはり住宅金融公庫のねらいとしましては、これは、非常な金持ち階級じゃありませんで、一般の庶民を対象としておる政策でありますので、公団の方がどの戸数がふえることになりまして、現在の公庫法の建前からいたしまして、そういうことはちよつと考へられませんかけれども、住宅政策全体としまして、公庫の性格を変えるというふうな事態になりますれば、お話のようなこともあるいは想像できないこともありませんが、自分らとしましては、やはり今年のバランス、三種の方式のバランスをそれぞれ後年度に延ばしてゆこうというふうなつもりでおります。

○石井桂君 それじゃ、もう一ぺん念を押しておきますが、昨年よりも一〇%内外融資率を下げると、今回ね。下げるが、それ以上は下げないように極力骨を折るんだと、努力するのだと、そういうふうな考へていいですか。

○政府委員(石破二期君) お話の通りでございます。

○委員長(石川一君) 御質疑のある方は御発言願ひます。

○委員長(石川一君) この際、二十五日、六日に発生いたしました災害の状況につきまして、建設大臣から御報告をいたしたいという御希望がございまして、さよういたしまして御異議ございませんか。

○委員長(石川一君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(石川一君) それでは御異議がないと認めまして、建設大臣から、今次起りました二十五日、六日の東北方面における発生災害につきまして、御報告を願ひます。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 大へんおそくなりましてまことに恐縮でございますが、委員長からのお話の東北水害は、少しふたんと型が違った水害で、県

も大へん心配をしておりますので、昨日さっそく防災課の専門家を二人派遣をいたしました。現地との連絡に当たっておりますので、初め考えましたよりもだんだんと範囲が広がっております。しかし大局的に見ますと、非常に雨量が多かったので、あとから具体的なことは河川局長から申し上げますが、全体的に憂慮いたしますのは、私の方の橋だとか川の問題もありませんけれども、何しろ一番米所の本場が田植のあとで冠水をいたしました。その後、病虫害の発生等を考えますと、これは農業としては非常に大きな被害になりやしないかということを実は憂慮いたしておるようなわけでありまして、なお刻々連絡をとっておりますので、また事情のわかり次第御報告をいたしますが、今日までわかつた状況について、河川局長から申し上げますことにいたします。

○政府委員(米田正文君) 今回の二十日、五日の水害は、もはや新聞紙上で御承知のように、梅雨前線がずっと北に上りましたために、東北地方に豪雨をもたらしたものでございます。梅雨の降雨の形としては非常に珍しいケースでございます。普通梅雨前線は九州付近を通っておるのが常態でございますが、これがずっと北に上っておったという点で、おそろしく現地としては珍しい雨が降った、従来にない雨が降ったというために、思いがけない災害を受けたという特徴を持っているのでございます。

で、まだ被害の状況等の詳細のものが報告は参っておりますので、とりあえず速報のありましたものをまとめ、お手元に出してありますので、今後

正確な調査ができてくることにつれてこの数字は変わって参ると思っております。その点御了承おきを願いたいと思っております。

第二ページでござらん下さいますように、青森、岩手、秋田、山形、新潟、宮城の六県でございまして、そのうち宮城はまだ災害の金額の報告が参っておりませんが、他の五県の集計は、被害箇所が千二十八箇所、金額にいたしまして十六億八千五百三十一万一千円という数字でございまして、災害の規模としては、国の全体から見ますと、従来の実績からは大體中程度の災害でございまして。

第一ページに歸りまして、一ページの一番下の参考という欄に、昭和二十九年六月末日までの被害を参考にあけておられますが、百九億六千二百八十七万七千七百七十四円九千九百九十四円と書いてございまして、これがございまして、六十五億五千七百七十四円九千九百九十四円と書いてございまして、これがございまして、昨年対比で申しますと、昨年の六割を上回る程度でございまして、大體そりういう規模だということをお知らせするために、参考資料を付けておきました。

第三ページは直轄河川の被害の状況でございますが、主として北上川水系、最上川水系、雄物川水系、米代川水系等でございますが、堤防の法がくずれ、決壊程度で、全面的に破壊をいたしましたというような被害はございませぬ。被害としては、また直轄河川については非常に軽微な程度であらうと思

像いたしております。今日までの報告においてはその程度でございまして。しかし北上川の一岡上流付近の水位は相当に水位が上つておつたのは、この表にある通りでございまして。

その次の第四ページに、今までに報告が参りました被害の数字を別別に書いてございまして、人的被害から建物の被害、耕地被害などをずっと書いておられます。比較的耕地被害が多かつたために、早場米地帯の水田に相当な被害を生じているということが想像されておる。こりういふ点が現地でも問題になっているのではないかと思っております。われわれとしてもおこの点についての資料等は今後極力集めるつもりであります。

以上概要でございまして、○委員長(石川榮一君) ちょっと伺いたいのですが、本年度の中央气象台における長期予報は建設省の方へすでに通報があつたと存じますが、本年度の長期予報のあらましが伺えましては伺いたいと思います。

○政府委員(米田正文君) 長期予報は参っておりますが、きょう手元に持っておりますので、後刻印刷にして差し上げることにはいたしたいと思っております。

○委員長(石川榮一君) もう一つ伺いますが、災害の終戦後における集計を防災課に調査してもらいましたのですが、詳細のことがよくわかりません。だいたい手固を調べていたが、災害のようなものには年集計をされて、建設省のものばかりでなく、他の省のものまで建設省は御調べ願ひまして、どのくらい水災があるものなのか、建設省関係のもの

はこり、農林省はこり、運輸省はこりと、こりういふものを御集計願ひまして、どのくらい数字になるかということを一応はつきり把握してゆきまして、そりうしてその災害に対する国策を立ててもらわなければならぬと思つて、その統計が今ないそりうですから、今調べてもらつたものをお伺いしますが、これには農林省の一般災害はわかつておりませぬ。建設省の調べましたいわけゆる民家、一般民の金額の大体もつかんでおりませぬ。ですから、そりういふものを一つこの際、災害支出の状況でありますから、終戦後程度のもの全部御調べ願ひまして、正確なものを委員に御提出願ひたい。

ただいままでに建設省の防災課調べてもらつたのを見ますと、膨大な数字になつておる。死傷が十万二千五百七十七人、九千九百九十四人、全壊、流失等を加えまして、その三つだけでも四百七十七万七千七百七十四円九千九百九十四円に達するのです。さらにまた大きなものになる。かように非常な大きな災害で、建設省がつかんでおるだけのものでも、二兆三千二百七十億、これが九千九百九十四人、民間は入れていないと思つたのです。あるいは民間を入れたら、四兆にも五兆にもなるのじゃないか。このありさまでいけば、日本の災害は激増しますから、激増するに従ひまして、あとで河川改修を行なつても、手も足も出なくなるという状態が現出するのじゃないかと心配するのです。そりういふ見地から、一つ災害の調査を詳細なものを御提出願ひたいと思つたのです。二十一年度からでけつこりうです。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 承知いたしました。

○赤木正雄君 それに関連して……今、石川委員長のお話は、二十一年度からでありましたが、私はやはり過去十一年度からという観点からいふならば、二十一年度からのものがいと思つたが……

○委員長(石川榮一君) 私も賛成いたします。

○石井桂君 今度の水害に対してこの間の水防法の改正はどういうふうに行なわれましたか、おわかりになつていはいか、一つも影響がなかつたかどうか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 実は、地方と十分連絡をとつた上で、ただ法律を施行しただけではいけないということとその準備をいたしておる段階でありましたし、あつたその会議をやる予定にいたしておるようなわけだつたもので、それから、率直に申し上げて、どうも法律のせつかくの御審議をいたさなければいけません。法律によつての実効をおさめ得たとは申せませんが、しかしその気持で今も十分連絡をいたしておる次第であります。

○委員長(石川榮一君) それに関連してお願いしておきますが、あの水防法の補償の段ですが、あれを弾力のある解釈をとつていただかして、現在すでに七人の死亡者がでている。行方不明を加えますと十三人になります。おそろしく行方不明者も死んでおりました。これらの死者を出しておられる地元の管理団体あるいは町村というものは、非常に疲弊していると思

う。今年までいつも毎年災害に見舞わ

れている所だと思つて、従つて、あの補償法の災害補償が完全に行われているとは私も考えられない。ですから、補償の点を生かしてもらいまして、今度初めて施行されるのですから、思い切つた補償をあの線から出してもいいとして、地元の負担にたえられないという公務災害補償並びにこれに準ずるものに対しては、政治的な考慮を加えていただきまして、模範を示してもらいたいと思つて、単なる補償が、財政的な妥結が十万円だそうでありまして、十万円程度ではとてもこの東北方面の、非常に失礼ですが、零細農家の多い、年々災害をこうむるところの管理団体、町村はたえられない。たえられないとすれば、災害復旧に目を回す。みずからの損害に目を回すという状態ですから、思い切つて一政治的な考慮を加えていただきまして、予算的な措置を講じていただきまして、水防法のねらいとすると、政治的な考え方から生かしていただくように希望します。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 委員長の御趣旨、よく努力をいたしますが、ただちよつと、私の聞き違いかもしれませんが、せんけれども、水防補償の分はここにしておきます死傷者の中の一部であらうかと思つて、まだ実情がよくわかりませんので、調べましてよく……。○委員長(石川榮一君) ただいま私が申し上げたのは、全部水防団員だとは思いませんが、水防団員を含んでおるかと思つて……。○政府委員(米田正文君) 御参考に申し上げますが、水防法、今度の改正の公布は、七月十日になる予定でございます。

○委員長(石川榮一君) では伺います、七月十日からということだと、これに遡及しないことになりませんか。この点は政治的な考慮を加えていただきたいと思つて……。○政府委員(米田正文君) 法律全体の建前からは、遡及しないことになっております。十日というのは、公布の手続、事務的な手続、私どもが果へ十分法律の趣旨を徹底するための時間、それから政令を作る準備、そういうものを最小限見まして、そういう打ち合せをしております。

○委員長(石川榮一君) そのことは今までも聞いておりますが、要するに、予算的な行政措置といふことが、ある程度今までやつておると思ふ、その線を生かしていただければいいわけですか。こういう意味合いです。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 丁承いたしました。

○委員長(石川榮一君) 災害に関する御質疑もありませんようですから、戻りまして、住宅関係法案に対して質疑を続行いたします。質疑のある方は御発言願ひます。

○湯山勇君 非常に基本的な問題について、大臣にお尋ねいたしたいと思つて、まず私の根本的な考えをさきに申し上げて御質問申し上げた方が、よく御答弁いただけたと思つて……。私はこの公団法をざつと一通り見まして、この法律の必要性という点について非常に疑問を感じておるものでございます。そこで、今回の公団法が、今年度の住宅計画二万戸、これを対象としたものであれば、その二万戸は必ずしも公団というものによらない

で、従来の公営住宅なりあるいはその他の方法でもって、十分今の二万戸くらいのもので達成するのではないかと。ことにこれにはたたくさんの政府資金なり、あるいは地方公共団体の資金なり、民間資金にいたしまして、野放しの民間資金ではなくて、やはりある程度政府の方であつて、ほかの他の方法が加えられると思つて、そのうなつて参りますと、むしろこれは、この二万戸はたとえば公営住宅なら公営住宅でやることの方が実際のところは、いかというよりな感じがするのでございまして、この点についてはどう御意見でございますか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) ごもつともな点もありませんが、今回この公団という新しいことを加えました考え方、決して新奇をてらつたというふうなことではありませんので、今までの公営及び公庫の二つの方式というものをいろいろな角度から検討して参りますと、もちろん一番大きな問題は必要な資金量というものがございまして、御意見のように公営でも公庫でもまだできる余地はあつたわけであつて、そのことを絶対的なものとはもちろん考えませんけれども、この際急速に住宅政策を推進しようといつたしまして、いろいろな角度から検討した上で、公営及び公庫の二つの方式にただ資金量を増すということだけでは十分でない。その間政策的に一つの谷間があらふから、その谷間をこの公団の方で埋めて、三者鼎立の形において推進することが、急速に住宅政策を進めるためには必要であるといふ考え方に立つておるわけでありま

す。そういうことになりましたら、いろいろな問題があらふけれども、たいていいえば、公営住宅を一番中心の施策と考えることには従来と何ら考えを変えておりませんし、従つて、三カ年計画を公営住宅法に基いて御審議をいただいておりますのはそのためでありまして、今までの建前からいまして、地方に財政負担を非常に大きくかけていくというやり方では、公営住宅に非常に地方の圧迫が強くなりますので、家は建てたし地方には財政負担をなるべくさせたくないということを考えますと、公営住宅法全体を直すということも考えられますけれども、それは今日いろいろまだ混乱が来まして、従来のものとの比較の問題も起つて参りますし、いろいろな制度的に矛盾混同等が起りますから、公営住宅そのものの建前はくずさないという前提に立ちますと、まず今の状態では五万戸程度がわれわれは地方財政負担の限度であらう。そうしますと、他の方法によつてこれを補つていくという方法をとる方がよからうということ、それから公庫等においても、耐火建築のいわゆる中層以上の高層アパートといふものが今日の時代の要請であります。そういうものに漸次焦点を向けて参りたいという政策を強行をいたそうとしますと、これまた非常に資金量その面に集中をいたしまして、他の低家賃の小さい方の住宅に圧迫が参りまして、どうして、理想はいいのでありますけれども、現実には低家賃の住宅を要求する国民の層に対してうまくいかないという

よりなこと等も合せて考えますと、この際思い切つて中層以上のアパートといふものは別途の資金考慮をいたしまして、公営及び公庫の中からこの相当部分を引き抜いて重点的に思い切つてこれを進めるといふこと、今までやりました公営及び公庫の制度をできるだけ伸ばしていくということ、三本立てで参ることが今申すよりいろいろな角度からの住宅に対する要請にたいして、住宅の推進、住宅促進の方策としてよからうというふうな考えをた次第であります。

○湯山勇君 そこで、今大臣の御答弁にありました低家賃住宅を必要とする階層、それ以上の階層、それぞれ階層といふことを一応頭に入れたら、公団の方もできたというふうな考え方、いわゆる民間住宅の実績を、私資料を今持つておりませんが、見られた記憶では、戦後の二、三年間に民間資金による、自己資金による住宅といふものは数万戸ずつ非常に急速に建ちまして、あと多少の波はあるにいたしまして、だんだん低下していつていまして、そこで、実際今住宅に最も困つている階層といふのは、今おっしゃつたような谷間の階層といふよりも、まあ今日の日本の状態ではやはり公営住宅程度の低家賃の住宅をほしい階層が一番大きいのではないかと、いろいろふりに考えられるのですけれども、それに対する資料的な説明、これは大臣からでなくて、どうしてございませうか、どなたかから御説明いただければと思つて……。○国務大臣(竹山祐太郎君) ごもつともでございますが、私の先ほどの答へが十分でなかつたと思つて、今お話

しのような趣旨を考えて参りますと、やはりどこまでも公営住宅によるべきだけ低家賃の住宅を多く供給するといふことが、依然として私はやはり必要だといふことには何ら異議もなければ、そう考えておられます。ところが、先ほど申し上げましたように、その公営の方式を無限に拡大できるかといひますと、今の建前をとりますと、地方財政負担という点において制約がある。そこでこの公営方式に準じた方法をどうして考えていくかというのが公団方式でありまして、従つて、公団方式の一つの特徴は、公庫のような半額負担を地方に要請しないで民間資金をある程度補いをしていまして、全額公団の負担において建てていくところ、にねらいがありますので、いろいろ先般来、一戸当り国の負担が大きい、せいたくだもつとこれを薄く広く広げたいといひやないかという御意見が出てくるゆゑんのもの、よくわかりませぬけれども、われわれは地方負担をかけないでその分を中央の資金で負担をしていくところ、に公団のねらいを特に持つておられますゆゑん、公営方式に準じてできるだけ低家賃の家を持つていきたい。しかしそれには中層アパートという、住宅からいへば最も近代化されたものをこれで行つていくところ、に、結果的に見ると、高い家賃の家になるんじゃないかといふことである。公営でいへば、低家賃の家を公団で作るといふ二重の政策はこれは要らぬことだと思ひますから、それはあくまで公営の方でできるだけやるとして、公団はそれを補助の意味において、従来公営の中でやつておられて、非常に金をその方へ集中しかけて

おりましたところの中層以上のアパートというものを公団に引き抜きましまして、その財政的な負担を軽からしめて、それを低家賃の家の方に向けて、そうして一方に公団でその分を補つて、なおかつ補充した中層アパートを公団でやつていく。従つて、われわれの考へていましては、公営に準じた家賃に公団を持つていって、そうして公庫はそれより高くてもいいというわけじゃありませんけれども、実質的に個人の負担からいへばその方に行かざるを得ないという段階に考へておられますので、いろいろ御批判はありましても、現実の家賃という段になりましても、公営の低家賃の家よりは高く見えますけれども、われわれの意図しておられますところの公営に準じたものを持つていきたいと思います。であります。

○湯山勇君 ただいまの御説明で他の部分はよくわかつたのですが、地方財政との関係ですけれども、今日の地方財政は、これはもうほとんど大部分分に依存しておる状態でございます。地方財政が逼迫してございまして、いよいよかといふことは、客観的に申しますと、第三者的な立場からいふことではななくて、むしろ政府の政策がそういうふうにしておるのだ。もつと端的にいへば、地方財政が困つておる、公営住宅の地方負担にたえないといふことであらば、地方財政計画をもつと多くその方に見積りまして、そしてそれに対する譲与税、そういうものを見たいは、これは簡単に——簡単にいへば、これは悪いのですけれども、簡単に片づく問題でございまして、地方財政の面だけからでは私は大して問題にな

らないのではないかと。今おっしゃつたように、地方財政にこの上負担をかけるかけないといふことは、国の方でその気になりさすれば、これは大して問題にする必要はないのではないかと。いふように思ひますが、これは大臣はどういうふうにお考えでございませうか。

○田中一君 この資本金の関係です。これは政府がはつきりと六十億といふものを資本金を出す、財政投融資をする。しかし四条の四項に、地方公共団体の出資といふものは何ら明確にされてない。あなたはよく計画全体を見ると二千万といふことを言つておられますけれども、六十億と二千万はできません。そうすると、地方公共団体から幾ら来るかといふことが明確になつていないのです。ここには出すことができないと。ここには出すことができないと。どういふ具体性があるか。今湯山君からの質問もある通り、地方財政がそこまで、たとえ若干でも投資をする余裕があるかどうか、非常に懸念されるのです。そこで二千万といふつじつまを合算するため、一応絵に描いた地方公共団体の投資といふものを書いたのじゃないかと。思ふのです。そこで具体的にいつごろ幾ら投資されるかといふことは、目安がなければならぬと思ひます。この前も一ぺん伺ひましたけれども、明確に御答弁がなかつたのです。もう衆議院を通つたのですから、目安があると思ひます。目安を明確にされたいと思ひます。

○田中一君 ところがどのくらい出しますか。

○湯山勇君 ただいまの御説明で他の部分はよくわかつたのですが、地方財政との関係ですけれども、今日の地方財政は、これはもうほとんど大部分分に依存しておる状態でございます。地方財政が逼迫してございまして、いよいよかといふことは、客観的に申しますと、第三者的な立場からいふことではななくて、むしろ政府の政策がそういうふうにしておるのだ。もつと端的にいへば、地方財政が困つておる、公営住宅の地方負担にたえないといふことであらば、地方財政計画をもつと多くその方に見積りまして、そしてそれに対する譲与税、そういうものを見たいは、これは簡単に——簡単にいへば、これは悪いのですけれども、簡単に片づく問題でございまして、地方財政の面だけからでは私は大して問題にな

らないのではないかと。今おっしゃつたように、地方財政にこの上負担をかけるかけないといふことは、国の方でその気になりさすれば、これは大して問題にする必要はないのではないかと。いふように思ひますが、これは大臣はどういうふうにお考えでございませうか。

○田中一君 この資本金の関係です。これは政府がはつきりと六十億といふものを資本金を出す、財政投融資をする。しかし四条の四項に、地方公共団体の出資といふものは何ら明確にされてない。あなたはよく計画全体を見ると二千万といふことを言つておられますけれども、六十億と二千万はできません。そうすると、地方公共団体から幾ら来るかといふことが明確になつていないのです。ここには出すことができないと。ここには出すことができないと。どういふ具体性があるか。今湯山君からの質問もある通り、地方財政がそこまで、たとえ若干でも投資をする余裕があるかどうか、非常に懸念されるのです。そこで二千万といふつじつまを合算するため、一応絵に描いた地方公共団体の投資といふものを書いたのじゃないかと。思ふのです。そこで具体的にいつごろ幾ら投資されるかといふことは、目安がなければならぬと思ひます。この前も一ぺん伺ひましたけれども、明確に御答弁がなかつたのです。もう衆議院を通つたのですから、目安があると思ひます。目安を明確にされたいと思ひます。

○田中一君 ところがどのくらい出しますか。

○田中一君 ところがどのくらい出しますか。

○田中一君 ところがどのくらい出しますか。

院の建設委員会等の付帯決議にもありますように、公団の建設はそういう限られた都市だけにやるべきでない、できるだけ地方の要望に沿うように必要な所には分散をしろという御趣旨もありません。また今後参議院の御意見等もよく伺いまして、実際に合うようにこれを持って参りたいと考えますので、今のところ、大体の方向としては前に考えたようなことを思っておりますが、それにとらわれないで参りたいと思っております、今のどこにどれだけという割当を、具体的にはいろいろ考えはありますけれども、きめておらぬような次第であります。

○湯山勇君　そこで、今の地方公共団体の負担と地方財政計画との関係であります。これは現在の状態に立てば大臣の言われることは肯定できると思いますが、今日の地方財政は今の状態であつてはならないということ、もうこれは今の政府も十分お認めになっておられますし、来年から改めていこうということは、自治庁長官も大蔵大臣も言っておられます。そういったしますと、現状に合わせて作ったこの公団法が、来年地方財政制度全般にわたつての改正が行われた場合に、また不適當になつてくるというようないこともあるいは考えられるのではないかと、こういう心配があるのでございますが、この点はいかがでございますか。来年もしそういうことになれば、また考え直す余地があるのでございませうか。

方として、今自治庁長官や大蔵大臣の心配いたしておりますことは、ある意味においては膨張し過ぎた地方財政というものを中央との関連においていかを整備していくかということ、今までの赤字をどう処理するかということが、まず前提にならなければならぬということをお考えなす、来年度以降におきまして地方財政が、またこれは政策の立場を異にして根本をかえれば別問題であります。今の状態をわれわれの立場で考えて参りますと、急激に地方財政にゆとりができて何年度も負担ができるというようないことは、私は少くも考えられない。従つて、むしろ地方財政といふものの整備をいたすという立場からいふならば、いろいろな地方財政への負担を政府がこれ以上拡大をむやみにしていくということとはむしろ困難になつてくるのではないかと、いうことすら、憂慮を私はいたしておりますので、今度も道路のいわゆる地方負担を思い切つて減額したり、住宅政策についても、多少消極的だといふ非難は受けても、こういう考え方をとりますゆえんのもの、今後十カ年計画を考へて住宅政策をやつていこうというのに、今年だけの考え方ではいけませんから、そういう意味で十分將來の地方財政といふことを考慮に入れて考へたつもりでありますので、むしろ私は公団方式といふものによつて地方財政にこれ以上負担を多くかけていくというやり方ではない方法をあわせてやつていくという必要は十分あるし、公団の方式について少くも、五年、十年、二十年先のことは別といたしまして、来年度直ちにこれに大きな変更

を加えなければならぬということは今日考へておられません。

○湯山勇君　私はこの地方財政に対する改正の要点は、大臣の言われたことでもあります。もちろんありますけれども、一番大きなものは、今後赤字をどのようにして出さないようにするか、どのようにして地方財政を健全にしていくかということであつて、その要点は、必要なものには出し得る、そして不必要なものは削つていく、こういう意図が多分にあると思つて、そういう意図が多分にあると思つて、重要な政策であるし、また国民もこれだけ望んでる住宅などの費用は出し得るようになるのが、地方財政健全化の一つのねらいではないかということも考へられますけれども、この点につきましては、なお固まつたわけではありませんが、別の機会にまた細かくお聞きしたいと思います。

次に、総括的にお尋ねいたしたいのは、今度の公団法では、ただいま大臣の御説明になりましたように、地方負担を中央負担に振りかえる、あるいは公営に準ずるといふような御説明がございしましたが、私は非常にやはり、いろいろ今までの他の委員の方からも御質問がありましたように、非常にまあまずね、これが大きいと思つて、たとえば、ちよつと拾ひましたけれども、大臣の承認事項といふものは、公団の予算、資金計画、事業計画、財務諸表、借入金、これはもう全部大臣の承認がなければできません。それから認可事項となつておられますものは、この人事、資金、定款、事業、土地区画、この全般にわたつて、たとえは長

期、短期の借入金、住宅債券、それから資本金の増額、定款変更、それから総裁、理事等の任命に關する認可、それから業務開始の認可、業務方法書の認可、土地区画整理施行規程の認可、事業計画、それからさらにまた事業計画については大臣が修正命令を出す、それから事業計画についての意見聴取、これは大臣がする。さらにまた大臣はこの公団に対しては命令する権限を持つており、報告をとる権限を持つており、立入検査の権限も持つております。さらにまた監理官制度といふのがございまして、経営一般の監督をします。それからさらに大臣の任免権が監理官、総裁、監事に対してありますし、それから給与、退職手当の支給基準、これの変更等は大臣の承認事項となつておる。こういうことをずつと見ると、参りますと、これは公団独自でやれるという面は一つもないことになるわけでありまして、公団が単独で自主的に計画し自主的にやつていけるというところ、いふものは、もうこれはこの住宅建設の全面にわたつて一つもないといふのでございまして、こうなつて参りますと、果してこの公団といふ民間団体形式をとることが妥当かどうか。こゝまで大臣の、何といふんですか、権限がもう端々まで行きたつておる、職員も給子に至るまで大臣の権限、こうなつて参りますと、もうむしろこれは政府機関であつて、公団という性格ではないののではないかと、極端にいへばそういう感じを持つておられるのでございまして、この点については他の例もみなそうだということをおっしゃいますけれども、他の例がどうであるにいたしまして、こゝまできておれば、もはやこれは公団とかとい

う性格じゃなくて、政府部内のものか、もう少しゆるめてもせいぜい公社ぐらいまでのものではないかといふうに感ずるのですが、これについては大臣はどのようにお考えでございませうか。

○國務大臣(竹山祐太郎君)　ごもつともでありまして、法律に書きますとえらいかた苦しむるわけでありまして、私の気持は、建設大臣が何れ一切を引っぱり回すという考えで法律を作つたのにはございませぬ。できるだけ、現業の公団でありますから、現業の公団が十分に働かすようにするといふ考え方をもちいたして、ことに……率直に申し上げますが、ただこゝろ法律は戦後いろいろな型がありまして、こゝろのものだけを特に型破りにするといふこともなかなか法律立案の技術として困難でありますので、むしろ反対の理由を見つけないに厄介なような始末でありますから、一応従来の型をもとにして仕組んではありますもの、私の気持を申せば、できるだけ自由調達に早く家を建ててもらいたいという運営をいたすべきたと、だれがかわりまして、もういふものだと考へておられますが、しかし一面におきましては、これは政府が大部分の財政負担をいたします、また一方からいいますと、ただ家ができればいいというのではないのであつて、公営に準ずるようなことができるだけ安い家を国民の要求に合うように作つていかなきゃならぬ。それには勝手な家を、せいたくな家を作つていいというわけではありませぬから、そういう点ではやはり政府の政策をこの公団の実行の面においても規則をいたしていくということ

もでありまして、法律に書きますとえらいかた苦しむるわけでありまして、私の気持は、建設大臣が何れ一切を引っぱり回すという考えで法律を作つたのにはございませぬ。できるだけ、現業の公団でありますから、現業の公団が十分に働かすようにするといふ考え方をもちいたして、ことに……率直に申し上げますが、ただこゝろ法律は戦後いろいろな型がありまして、こゝろのものだけを特に型破りにするといふこともなかなか法律立案の技術として困難でありますので、むしろ反対の理由を見つけないに厄介なような始末でありますから、一応従来の型をもとにして仕組んではありますもの、私の気持を申せば、できるだけ自由調達に早く家を建ててもらいたいという運営をいたすべきたと、だれがかわりまして、もういふものだと考へておられますが、しかし一面におきましては、これは政府が大部分の財政負担をいたします、また一方からいいますと、ただ家ができればいいというのではないのであつて、公営に準ずるようなことができるだけ安い家を国民の要求に合うように作つていかなきゃならぬ。それには勝手な家を、せいたくな家を作つていいというわけではありませぬから、そういう点ではやはり政府の政策をこの公団の実行の面においても規則をいたしていくということ

は、政府が財政負担をし、政府の政策としてやる以上は、これはやむを得ないことであつてその点をどうでもいいというわけには参らぬと思ひますし、また一面、世間からもいろいろ御批判が有りますように、過去のいろいろな公団等のことについて今後の心配をされる向きも有りますから、われわれはあくまでどういふ国民の税金でやる仕事でありますから、何ら世間から疑惑や心配を持たぬように、あくまで厳正に事業の遂行をいたすためには、政府も当然に責任を持って有りますから、監督については万遺憾なきを期して置かなければならぬということが有りますし、また土地区画整理事業という特別の権限をこれに与えて有りますから、このことに關しては土地区画整理事業そのものの根本の性格からいたしまして、公団の勝手にまかせるわけにはいきませんから、これも基本法との関連におきまして、建設大臣は二重の資格においてこれにそれぞれの権限を留保して置かなければならぬというようになつて等が有りますし、大へん建設大臣のことばかり有つては、大へん必要最小限にとどめたつもりでありますから、なお運営に當りましては、もちろん、御趣旨の通りに、いたすに政府がのさばり出て、実際の事業に支障を来たすというやうなことをないようになつて努力をいたすつもりであります。

して、早く家を建てるといふことは、むしろ逆になる可能性が多いと思ひます。それから私は、こういう住宅に對して大臣の責任、監督といふものがなくてはならないものだと思います。この私には同じ意見でございます。公団の一切のことは大臣の責任だ、こういう建前が必要だと思ひますから、この権限についてとやかく言うのではなくて、むしろ、これだけの権限、責任を持つのだとすれば、公団というやうな形をとらないで、建設省の特別会計、住宅特別会計なら特別会計といふもので、明確に直接大臣が責任を持つておやりになる、あるいはそこまではないにしても、公社といふやうな形にすれば、やはり公団よりもっと大臣の責任、こういうものは明確でございますから、公社という程度のものでやつていく、この方がむしろ、今日の公団の内容、実質から見ても適切ではないか、こういうことをお尋ねいたしたいのでございますが、公社にするとか特別会計にするとかいふことについては、御検討になつたでしょうか。なられたとすれば、そういう場合、どういふ点が不都合だといふことがございましてならば、御説明いたしたいと存じます。

決して私は否定的な意見を持つものではないと思ひますが、政府のいろいろ自分の役所を作るだけでも、なかなか民間がやるよりは簡単には参りません。まして、個人の住宅を政府が直接作つていくという考え方が、果して今の役所機構として適當であるかどうかという点については、私はどうもあまり適當でないと思ひ、特別会計の考へ方はとりません。

もう一つ、公社あるいはもつと政府機関に近いものにしたらどうかという考へ方、これもごもつともあります。消極的な理由にはなりませんけれども、民間の資金を入れたり地方の出資を求めたりといふ、この住宅に伴つて少し形の違いを組み立て方を考へて参りますと、どうも特別会計または公社という制度には、やつてやれないことはないかと思ひますが、非常に建前上、立法上、非常に複雑なまた困難があります。やはり自由に民間資金を入れ、また地方負担も適當に地方の責任の分担をいたしていくという建前をとるには、この公団が最も、研究の結果適當であるか、かように考へた次第であります。

わけてございまして、また特別会計といふのは、これは御検討になつていらつしやうなかつたと思ひます。けれども、実は、今度アヘン特別会計といふのができておりました。これなんかは、昨年初めてわずか一億をこそでしたけれども、入れたものさへも特別会計にするくらい、特別会計をふやすべきでないという基本的な問題かすいへば、これは問題になると思ひます。今度の政府は必ずしも特別会計といふものについての確固たる方針はないと思ひます。とすれば、それこそ運用によつて、これを地方とのつながりをもつて特別会計なら特別会計でやつていくといふことは、決してこれは、困難なことではないと思ひますが、あるいはまた特別会計にいかないにしても、公社にいたしまして、公社が地方とのつながりがたれないという性質のものではなくて、すでに公営住宅で十分地方との提携を、その調整用として公社がその間にあつてやつていくことは、すでに他の資金の導入といふことは、すでに他の公社にその例が有りますように、国鉄にしても、民間資金はほとんど入れておられますから、この点は私は今大臣が言われましたやうな心配はなくて済むのではないかと考へます。重ねてこの点についての御意見を伺いたしたいと思います。

機関が責任を持つといふは、その任んでおる人に密着をした施策をすることが実情に合ふのであつて、政府が直接立つて分譲をするといふたやうな行き方は、住宅政策では私はむしろ反對の感じを持つものであります。しかし、住宅政策を政策として強調をいたして参るには、政府が思い切つて乗り出さなくちゃならぬ。その乗り出し方と同時に、将来住宅の管理等をすることをあわせて考へますと、政府が全面的に乗り出すべきものではないといふことを考へますので、これ以上は見解の相違にならぬと思ひますが、さうなわけでありまして、国鉄とか電話とかいふように、政府が実は今まで政府の直営でやつてきたように、政府がみずからこれを持つべきものだとはいふ建前のもので、住宅のようなものではない、これも同じには考へられない、しかも国鉄及び電電公社も、民間が出資をしておるのである。民間の出資をしておるのである。民間の資金を公債の形に受けておつていくことには、これはもう、何ら、公共企業体であり独立採算制をとる以上は、どこまでやつたつてもいいわけでありまして、住宅公団もさういふ意味においては、現在出資とそれから民間資金の借り入れに求めておられますが、将来も住宅債券の発行等も法律で考へておられますように、そういう建前には進んで参りますけれども、私はやはり政府がこれを最終まで管理をしていくといふやうな形だけを強調するよりも、できるだけこれを地方に結びつけて考へて参りたいといふことの意味において、この際地方の出資を求めておる。金額は多くは望まぬけれども、地方の出資を求

に足る住宅の建設に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。こゝはつきりしてあるのですね。それでこれは「住宅の不足の著しい地域において、住宅に困窮する勤労者のために耐火性を有する構造の集団住宅及び宅地の大規模な供給を行うとともに」「国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」こゝになっております。そこでこの住宅困窮者に対しては同じような目的を持っておりませうけれども、少くとも産業労働者住宅資金はこれは全然目的が違ひのですね。これをはつきりと住宅に困窮する勤労者、従つて、同じようなものでありながら、対象がおのずから違つてきておるのですね。住宅金融公庫は金のない者、これは家があつてもなくともかまわないのです。文化的な生活を営みたいという人は金を貸してやる、こゝういふことなんです。従つて、この三つの法律を考えますと、おのずから対象というものが違つてきていますのですね。

そこで、この三つのものを、この公団ができて、この住宅金融公庫法並びに産業労働者住宅資金融通法から関連して、この公団法の対象とする勤労者とは何であるかということをお説明願ひたいのです。それは長いこととを要りませんから、これに入れよとする、これを分譲しようとするところの勤労者とはこゝういふ層で、こゝういふ者だ、ということをお示し願ひたいのです。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 端的に申せば、今の御指摘になつた産労住宅の対象になるものと、こゝにいう「住宅に困窮する勤労者」と、私は違つてお

るつもりはありません。ただ、法律の書き方が、産労住宅の資金の供給をするためにこゝういふ書き方をし、また公団は御指摘のようにほかの目的、宅地の造成とかあるいは集団的な耐火性の住宅を建てるんだとかいふ別の目的を表明しておるものから、一番重なるところは、御指摘のように、住宅に困窮する勤労者ということで、住宅に困窮する勤労者という範囲は、公営住宅の場合も、それから今の産労住宅の場合も、公庫の場合も、私はそんなにえらい食い違ひがあるものとは考えておりません。

○田中一君 えらい食い違ひがあるのですね。住宅金融公庫は、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設に必要な資金で、銀行その他から貸してくれないから、貸してくれない者に貸してやるということにあるのです。これは何も住宅困窮者じゃなくともかまわない。あんなたのよな立派な家を持つて居る人でも——立派でなければ借りられないのです。こゝういふもの、住宅金融公庫の資金といふものは、これが産業労働者の場合は、これも決して住宅困窮者になつていないのです。産業の発展に寄与することが最終の目的なんです。「もつて産業労働者の福祉の増進と産業の発展に寄与する」といふところに持つて居るのです。いわゆるその社宅建設といふふうなんです。社宅なんです。その職場に準ずるものという思想なんです。従つて、公団には新しく今度は「住宅に困窮する勤労者」、これはわが意を得たりなんです、私に言わせれば、あとの二つの法律にはさういふことは

ないのです。こゝで初めて「住宅に困窮する勤労者」ということが……。これは私も出しておりますけれども、日本分譲住宅公社法案でもはつきりうたつております。国設住宅法案にもうたつてあるのです。これがわれわれと一致するところですよ。

ですから、どういふ階層を対象とするか、作文が違ひくらしいものじゃないのです。根本的な目的ですよ。この法律を作るための精神なんです。あとは枝葉なんです。さういふものをこゝまかし半分の答弁ではいかぬですよ。法文がちょっと、書きそこないか書き足りないか知らぬけれども、さういふ答弁ではいかぬですよ。あなたももし住宅政策に対して建設大臣としての責任を持ち、ほんとうに信念を持つたらば、この三つの法律に対する目的、精神といふものを明確におつかみにならなければならぬ。あなた、それでは法文をお読みになるにすぎないのですよ。そんなものではないのですよ。こゝの三つのものをよく目的を消化なすつて、さうして「住宅に困窮する勤労者」といふものの定義をはつきりとお示し願ひたい。

○国務大臣(竹山祐太郎君) いや、決して私は安易に申しわけではありませんが、現実の事態、まあ法律を作つたときの環境なりそのときの立案者の気持等がいろいろの表現になつておりますから、今の三つの中で、文章からいふと、食い違ひがあるように感じますが、御承知の通り、公庫も、公営も、産労も、その法律を運用する場合において、こゝにいう「住宅に困窮する勤労者」といふものを対象に現実をやつておることは事実でありまして、

私はさういふ気持で、この間に法のネックとするところに食い違ひはないと申し上げたのでありまして、なるほど法律の条文だけからいふと、表し方にあるいは違ひがあるかもしれませんが、私の今回のこの法案の意図するところは、現実にも今までやつてきておりますよ。現実に今までのやつてきておりますよ。現実に今までのやつてきておりますよ。現実に今までのやつてきておりますよ。

私にさういふ気持で、この間に法のネックとするところに食い違ひはないと申し上げたのでありまして、なるほど法律の条文だけからいふと、表し方にあるいは違ひがあるかもしれませんが、私の今回のこの法案の意図するところは、現実にも今までのやつてきておりますよ。現実に今までのやつてきておりますよ。現実に今までのやつてきておりますよ。現実に今までのやつてきておりますよ。

ただ、こゝで答へになるかならぬかわかりませんが、御議論の焦点は、勤労者という範囲をどう考えておるかという法律のお尋ねと考へますならば、これは私は、少くも勤労者といふのは財産で食つて居るような資本家でないといふことでありまして、法律上のこれはテクニクとしては、いろいろ言ひ方によつてはあります。あるよでありまして、ある意味において、これも勤労者という言葉を法律に使つたのは、これはかなり新例のようにも考へております。

○田中一君 さうして産業労働者住宅資金融通法の資金はどうなつておるのですか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 御承知のように、公庫の中には、産労住宅に当る分も現存はいたしております。しかしながら、その中で相当部分をこの公団の方へ移したといふことも、移すといふ考え方で来ておることも事実でありますから、その法律に当る分といふものは、公庫で現存した制度でやつて

おります。しかしそれだけではどうも頭金が多過ぎて実情に合わないという点もありますから、それも制度として法律がある以上、また要求がある以上はやるべきですが、しかしある意味において、今までやつてきた産労住宅の欠陥を補う意味において、公団においては頭金のない全額資金をこれで見受けられていこうという趣旨でありますから、産労住宅の考え方を、これでもう一段飛躍させたつもりであります。

○田中一君 これは石破官房長に聞きますが、住宅金融公庫の投融資のうち、今度は三年度は産住に貸し付けられる分はいかがです。

○政府委員(石破二郎君) 昨年の一万戸に対して、今年は七千五百戸を予定いたしております。

○田中一君 住宅金融公庫の投融資の中から、産住に貸し付ける分が一万戸分ですか。

○政府委員(石破二郎君) 七千五百戸であります。

○田中一君 さうすると、それに対してプラス・アルファ二万戸という考え方ですね、建設省は。

○国務大臣(竹山祐太郎君) さういふつもりであります。

○田中一君 この住宅に困窮する勤労者といふのは、非常に多く過大評価しておるのです。これは非常にけつこうなことだと思つて居るのです。ですから、ただこれを限定せられるものは、こゝういふことになりませうね、あなたは常に産業労働者住宅資金融通法、産住の分もこれはできるんだとおっしゃつて居るけれども、これはこゝにはつきりと産住といふものの融通法では七千五百戸とい

○田中一君 さうすると、それに対してプラス・アルファ二万戸という考え方ですね、建設省は。

○国務大臣(竹山祐太郎君) さういふつもりであります。

○田中一君 この住宅に困窮する勤労者といふのは、非常に多く過大評価しておるのです。これは非常にけつこうなことだと思つて居るのです。ですから、ただこれを限定せられるものは、こゝういふことになりませうね、あなたは常に産業労働者住宅資金融通法、産住の分もこれはできるんだとおっしゃつて居るけれども、これはこゝにはつきりと産住といふものの融通法では七千五百戸とい

ものを融資するのである。そしてあとこれを除いたものが住宅に困窮する勤労者なのか。いいですか、これも含まれているものなのか。もし含まれているとしますと、住宅金融公庫から借りられる人の負担が大きい。あなたも言っている通り、片方は四割五分の金を出さなければ借りられない、こっちは全額で借りられる。そうなりますと、どちらかに殺到するんです、申し込みというものは。その調整はどうするつもりなんです。

○国務大臣(竹山祐太郎君) これはお話の通り、商売人のことですから、損得勘定、そろばんをはじくでありまして、よりけれども、私は産労住宅にもまたいいところがあって、制度を作りましてから、この七千五百戸の産労住宅というものはこれは計画的に十分にやっていると考えております。この中には木造もあつたり、いろいろの種類がありますから、産労住宅の方にはそういうものもそれぞれ地方の要請に応じてやることが親切だと思つております。一方住宅公団は、先ほども申すように、中層アパートというようなシステムを前提にして考えておりますから、それに合ったものはこつちへ来るかもしれません。その辺はまあやってみにやわかりませんけれども、お話の通り、公団の方に殺到するかも知れませんが、また産労住宅の方の希望も、会社のやり方から見れば出て参るでありませんから、これは新しい制度でありますから、まず両建てでやってみまして、実際の事情に合うように、国民の要求に合うように、私は運営の面においても考えなければならぬし、またことしの実行の結果に基いて、来

年度以降についても考え方、その分には、何といひますか、調和というものを考える必要はあろうかと思つて、今の段階では、これは両方両建てで、こつちやつておるわけでありまして。
○田中一君 官房長に伺いますかね、厚生年金ですね、あれは幾らの予算で幾ら出ているか。私が調べてもいいんです、おわかりでしたら教えてください。
○政府委員(石破二期君) 詳しいことは覚えておりませんが、三十年度におきましては、三十億程度の金をもちまして約六千戸の家を供給しよう、という計画に相なつていと思つております。

○田中一君 建設大臣は、今の厚生年金の勤労者厚生住宅という、この三十億の予算で国が八〇%の融資をして、そうして民間が二〇%を出してやるという、六千戸の計画。これはどういふ御見解を持っておりますか。
○国務大臣(竹山祐太郎君) これは前年度以来の計画でありまして、当然住宅計画の中にわれわれは考えております。十分連絡をとつてやるつもりであります。

○田中一君 ところで私が解明してみますと、一体住宅建設というもので、住宅供給という施策が、実に多岐多様にわたるんですね。これはおそろしく一ぺん聞いたんじゃわからぬでしよう。実に多岐多様にわたるのです。条件がことごとく違ふのです。同じことは一つもないんですよ。これはまあ大臣も否定できぬと思うのです。厚生年金の厚生住宅は産住で六千戸、これは

貸付が八割、いいですか、産住の方が五割五分の貸付、住宅金融公庫は七割五分の貸付、公団が今度は全額国が負担しようというのです。このように非常に多岐にわたつておるのです。あなたも一体、この公営住宅の二分の一で産労住宅ができる、二分の一ないし三分の一で、これはあなたも一体、建設大臣として、このどの方式が一番いいと思つておるのです。
○国務大臣(竹山祐太郎君) これはおのの考え方でもまた違つてこつちと思つておる。全部一本にして、全部国家が持つとか半分持つとかいふことの方がわかりやすいし、公平感からいへばその方がいいと思つておるが、私は住宅のような、いろいろ国民各層に應じて、ただ貧困者だけにやればよいというものでない、この住宅政策はある程度の幅を持ったものでなければならぬ。しかし金持ちに何も政府が心配してやる必要はないのでありますけれども、勤労者の層まで申しても、いろいろな層があるわけでありまして、ある程度負担力のある者、負担力の全くない者、その中間の段階に立つ者、あるいは多少の資金の、商売人と月給取りとは資金の裏打ちがまるで違つておりますから、そういうそれぞれの国民の層に合うように持つていかなければ、私は住宅政策は広く行けない。それにはなるほど、御指摘を受ければ、いろいろな種類があり段階があるのをおかしいんじゃないかと言われればそれまでであります、それが私は住宅政策の实体であつて、歩をよくすることには何もちゅうちよするのじゃありませんけれども、ある程度金を持つている者には十分でなくともある程度の援助

をしてやり、全くどうにもならない者には国家が最大の供給をしてやり、その中間の者といふことを考えますと、今御指摘がありましたけれども、七割あり、八割あり、十割あり、いろいろなものがあるべきものだと、またそれでなければこの際急速に国民のいろいろの層の要請に應じた住宅の供給はできないと考へまして、私は無理にこのいろいろな制度のものを極端に一つに統合するといふ考え方には立つておりません。

○田中一君 少くとも四十二万戸の住宅を建てるなんという公約をしていられる民主党内閣が、このように繁雑多岐にわたる対象を、国民といふものを何と考へているのか。あなたも一体、貧乏人とか貧しい者といふ定義をどう解釈をしていられるのですか。金持ちとはどういふものをさしているのですか。一体、五万円の収入を得ている者でも、十人の家族のいる者は、一人当り五千円ずつです。それがもし住宅がないならば、この人こそ住宅困窮者だとわれわれは認めていられるのです。一体建設大臣はあまりに野放図もないことをおっしゃるけれども、もう少しあなたが背負わなければならぬところの住宅政策といふものをと分析して、そうして一番いいといふものを、これが一番いいのだといふあなたの理想、アイデアといふものをお示し願ひたいと思つておるのです。そういう解釈の問題とか、相手が金持ちとか貧乏人だとかいふ問題じゃないのです。

○国務大臣(竹山祐太郎君) いや、私も言葉が不適當であつたか知りませんが、その点はお許しをいただきたい

と思つておるが、私の申す意味は、住宅政策を急速に進展をさせるためには、統一をしようといふことも一つの見解でありまして、しかし、私はいろいろな層から、いろいろな種類の資金を住宅へ投入をさせるということをしていきたいと思います。これを政府が全部一元化してやるということも一つの考え方とは思つておるが、私はむしろそれぞれ資金の性格に應じて、それぞれが全体的に総合をされておりますならば、住宅政策としてはそれでいいのだらうと考へておるから、あえてこれを無理に統一をするといふことをいたさなかつた。それはむしろ私はこの際の住宅政策の持つて行き方として適當である。決して負け惜しみを申すわけじゃありませんが、そういう考え方に立つたわけでありまして……。

○湯山勇君 ちよつと関連して……。今のお話を聞いておりました、各階層といふものが相当地度の住宅政策では重要な要素になるというように承わつたのですが、住宅政策上、まあ国民の階層をどういふふうに考へておられるか。もつと具体的にいへば、今日住宅難、住宅難といつておられますけれども、その住宅難の状態が、今政府の考へておられる階層別によつてどういふ状態になつておるか。そういうものについての数的な資料は建設省としてお持ちでございますか。お持ちであれば、これはぜひこの住宅政策全般についての審議上資料としてお出しいただきたいと思つておる……。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 実はこの間も申し上げましたように、ほんとうの基礎資料といふものにはわれわれも

きわめて不十分であります。そこで、今度約三千万円で、今お話しのような点等を合せまして、住宅全体の基礎資料を整備いたすつもりでありますので、現在あります資料については何でも御要求に応じて出しますが、これは今御要求のよりな点をびつたり全部われわれも満足するよりな確な資料とは考えておりません。

それで、私は政治政策的に考えれば、そうむずかしく理屈を考えておりませんが、住宅に困窮するという者は国民のいろいろな層にあるだろう。ただ、そのいろいろな層のうちで、この法律でもいつておる通りに、政府がそれを対象に考えなければならぬ、政策の対象としなければならぬものは、勤労者という言葉で表わしている中には、いわゆる高級生活者などもより、中小企業者も農業者も、極端にいえばみんな、その他の職業の人も含まれてしかるべきものだと思っておりますから、そういうふうになって参りますと、農業者に対して今開拓の住宅を供給したり、今の厚生年金を対象としてその関係者には厚生年金の資金が住宅に回されたり、今度の保険会社の資金が公団を通じて住宅に回されたりという事になって参るわけでありまして、それからそれを全体としてねらっておるところには、それぞれいろいろ、若干の目標がいろいろに分れておるとは考えますけれども、そうして政府の政策対象になりましても、いわゆる勤労者層というものに政府の政策を向けていくという考えであります。

○田中一君 この「住宅に困窮する勤労者」という目的がはっきりしたので、私は喜んでおるので、今までの産

住宅やそれから住宅金融公庫の層と違つて、まあ少くとも竹山建設大臣は改進黨以来革新派と目されておる方であつて、われわれの意図するところの勤労者大衆に対する施策を持った、また表現したのだということ、喜んでおるので。

しかしながら、今御説明をお伺いすると、なかなかぼやけてくるのです。従つて、特定なるだけかを、特定なる階層を目ざしておるに違ひないので、もしもあなたが言う通りに、後者のもの場合には、住宅金融公庫もあれば、あるいはいはいえは住宅金融公庫の定義になっておる場所と、銀行で融資をしないもの階層と、銀行で融資をする階層とあるのです。こういうものには、あなたは考えておらないと思つて。従つて、住宅困窮者という中にもなるほど幅がございます。幅がございますが、あらゆるいろいろな形で幅を持ち、法律でも住宅建設の促進のために手を打つては打つてあるが、公団の場合にはすつきりとした姿でもって、「住宅に困窮する勤労者」という定義を下されたというのことに對しては、尊敬はしておるけれども、御容弁を伺つて、なかなかいいまいになつてくる。従つて、これは今ここでもってあなたと押し問答をしても困るのであつて、一つお歸りになりました、あなたは革新派なんだから、民衆党の。従つて、お歸りになつて、これに関連するところの法律はたくさんある、住宅供給政策はたくさんあるのです。これはよくお調べになつて、これは根本なんです。もしここでいいまいな答弁をなさ

るならば、われわれも少し深く審議してゆかなければならぬと思つて、これは、

○國務大臣(竹山祐太郎君) その点は、私の答弁がまづまづじやないもので、御質問に應じて申しておるつもりなので、先ほどはいわゆる住宅政策全般の目標階層とかいう御質問に對して申し上げたから、農業者や中小工業者、いろいろ申したので、ここにいう住宅公団の「住宅に困窮する勤労者」というのは、このやうとする目標がもつとすれば、このやうとする目標がもつとすれば、農業者や中小工業者、やはり大體住宅の足りない、集団住宅を建てなきゃならぬ地帯ということ、新しい市街地まで作らうということ、考えてゆくこと、耐火性のある集団住宅に住むものといへば、これはおのずから限られて参りますから、そういう意味で、この公団のねらう「住宅に困窮する勤労者」というものは、それが野放図に広く考えているわけじゃないので、別の法律でおっしゃられるねらいとこの公団のねらいといものは、全体の住宅困窮者、住宅を要求する国民の層の中で、公団の対象とするものはこれはもうはつきりして参る。それが勤労者という定義で表わされる層だところ申上げておるので、決してぼやけておるつもりはありませ

○田中一君 それでは、住宅金融公庫が定義しておりますところの対象、それから産住が定義するところの対象、これはよその所管のことでございますけれども、厚生年金によるところの勤労者、厚生年金の対象、こういうものに

対する対象の定義を、こういうものでかくかくのものであるということ、一つ資料でもって出したいので、それが来ませんと、われわれは審議するのにはぼやけてしまつてしまつて、いつも審議しながら、あの不幸の人たちにこれなら確に家が供給できるのじやないかといふやうな夢を見ながら、幻影を描きながら、審議しておるのです。少くとも金持ちは自分で建ててもらつたつていいのです。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これはもちろん御要求に應じた資料を出すべき義務は感じておられますが、そういう御趣旨から申せば、法律の文句も文句であります、公営住宅、公庫住宅、公庫の中の産住住宅、こまかくいへば、それが木造であり、あるいは少し程度のいいものでありといふように、おの種類の分けておられます。ところにこの公庫のねらいがあるわけでありまして、この公庫、公営及び公団の三つの建前以外に、お話しのようなその他の対策がありますから、このねらいといふものを一々分類して出しますならば、しつと出せないわけはありませぬが、私が先ほどから申しておりますことは、これらを含括してもやはり、これらの政府の施策の対象になります。これはお話しのないいわゆる勤労者を対象として考えておるということ、お話ししておるわけでありまして、御要望に應ずるよりな一つ資料を整備いたします。

○田中一君 もう一つ申し上げますが、公営住宅法ではこうなつておるのですよ。「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を建設し、これは「国及び地方公共団体が協力して」という前

書きがありますが、「これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で貸付することにより」と、こういうことになつておるので、おのずから目的が違ひます。いいですか。あなたの場合に、今度の公団の場合には「住宅に困窮する勤労者のために」こうなつておられます。すつかり階層が現わしてあるのです。たとえば勤労者であつても高所得者に対しては、公営住宅の方の住宅は貸貸しないとなつておるのです。はつきりとして、よろしいですか。ですから、低額とか高額とかいう限界もはなはだ不明確なんです。ですから、こういうものは重要な資料です。もし、今後この逐案審議が終つたあとに、われわれが出して参りますところの法案を、大臣も来て大臣から御説明願つてもつけようですが、御説明申し上げましたならば、これは明快にはつきりと規定してあるのです。このようにいいまいな、あなたが言つておる階層がたかさんある、段階があるとおっしゃるが、その通りです。しかしながら、対象といふものをほかの法律がみんな明確にしては、従つて、ここにあらるところの「住宅に困窮する勤労者」といふもの、対象が明らかにならなければならぬのです。その対象を明らかにしていただくといふことを申し上げておるのであつて、中小の産業者などといふものは、おそろく店舗付き住宅におおむね入つておるのです。従つて、店舗付き住宅といふものでなければ中小業者の大部分のものがこころしたのに入れないといふことに定義されるわけですよ。従つて、ここに示しているところの「勤労者」といふものはどういふ層をねらつ

ているかというのを伺っているの
であつて、これはほかのものは明確に規
定して御説明願ひたいのですよ。重要
な問題です。

○國務大臣(竹山祐太郎君) お話の通
り、私しばしば申し上げているよう
に、法律の建前を私は申し上げているの
で、公営住宅というのは、大まかに申
せば、低額所得者に対してできるだけ
低家賃の家を供給する。それから公庫
の建前は、資金の供給によつて家を建
てようというのだから、幾分そういう
線よりは高いものになるであらう。公
団はその間をねらつて、公営に準じ
て、しかし政府の資金負担等の資金の
性格からいたしまして、若干家賃も高
くなるかもしれませんが、ねらいとし
てはそれに準じて参りたい。従つて、
性格上は産勞住宅的な性格を多分に
持つておるといふことを申し上げてお
るゆゑんものは、われわれのねらつ
ておるところの階層がそういう思想か
ら出ておるといふよりも、今までの御
指摘のように、法律の建前を尊重して
参つておることでありまして、そうい
う思想が「住宅に困窮する勤勞者とい
う表現で今度は公団でやろうというの
でありますから、御指摘の通り、これ
が全部同じであつたのではおかしいの
であります、それぞれ三つの法律が
(「ちつともおかしくない。ちつともお
かしくない」と呼ぶ者あり)ねらつてお
るところは、具体的にいへば、若干の
違いが起つてくるが、それを一貫して
申せば、国民の住宅に困つておる層の
うちでできるだけ勤勞者の層を大きく
ねらつてゆく。しかしそれには住宅そ
のものをからくるねらいがいろいろあり

ますから、極端なことを申せば、第一
種と第二種とはまた、厳密にいへば、
所得階層を違えてゆかなければならぬ
ということになりますから、御指摘の
点を分析してこまかく申し上げるとす
れば、この公営住宅の中でいろいろな種
類に合ふように申し上げざるを得ませ
んし、それとまた公団のねらつておる
ところといういろいろ組み合せて、全体が
組み合されてわれわれの意図する住宅
政策になるつもりでありますので、そ
の点はいずれ具体的に申し上げる方が
御議論にならぬでいいかと思ひます
が、そういう意味で、内容的にもし必
要とあれば、官房長から申し上げても
いいと思ひます。

○田中一君 それは伺つておると時間
がなくなつて……。私はまたその点に
ついて質問しますと、二時間か三時間
かかりますから、ですから、資料を出
していただきたい。次回の委員会まで
に、申し上げますよ、公営住宅法に基
くところの一種、二種、これの職業、一
番いと信ずるところの区域、それから
所得額、これが公営住宅。それから
産勞では、区域。今度は区域は公団が
与えるのですよ。産勞のいいところは
は、社宅と考えられるところの、自分
の産業をよくするための住宅なんです
。その工場に勤めておる者を最短距
離で、一番手近に置いて、あまり肉体的
なロスなくして生産能力を上げさせる
ために必要な産業住宅なんです。今度の
公団の場合には、公団自身の意思でど
こに土地を求めらるかわかりません。こ
の違ひがありますからね。今のような
三つか四つの条件で、全部の法律、全
部の立法をされておる施策対象、そう

いろいろを全部、図解でもけつこうで
す。現にもう公営住宅並びに住宅金融
公庫、それから産勞、こういうものは明
らかになつておるのです。そうして公
団でねらうところはこれである、こう
いう御説明を願ひたいのです。

私は少くとも、われわれ社会党が出
しておきますところの、私が出してお
りますところの法案ならば、明快にそ
れは御説明してあげます。そうして非
常に短い時間に、選挙もあつたし、短
い時間にまとめなければならぬものだ
から、苦勞して、ほかのものに手をつ
けずに、われわれが考へておつたもの
のかすみたいなものを取り上げて、公
団住宅という形を出しておる。けつこ
うです。それ、前進ですから。しかしほ
かのものとの——ほかのものという意
味は、八割は貸してやるというのもの
あれば、五割五分貸してやる、なるほど
今度は前進しまして全額公団がみてや
る。これも前進してあります。けつこ
うです。けつこうですから、今度は入る
対象といふものは變つてくるのです。
対象といふものは變つてくるのです。
同じ勤勞者であつても、同じ勤勞者で
あつても、おのずから条件が違つてく
るのです。こういうことは、根本的な
基本的な住宅政策を立てる場合におい
ては、こういうことはあり得ないので
すね。いろいろな階層の——いろいろ
な階層といふのは、勤勞者の中のどの
階層をさしておるかも明確にしてほし
い。これを御説明願ひないかと、私たち
はいつも法案を審議しながら、対象を
いつも頭に描きながら審議してあるん
です。われわれは社会党に属していま
すが、社会党らしい対象を目しなが
ら、この連中に対してはこれで条件は

いいだらうか、この条件は悪いだらう
かという考へをもつて、審議してい
ます。奥剣にやつていられるんです。
従つて、あいまいなことじゃ困るん
です。ですから、この法案の勤勞者と
いふ対象はかくかくのものであるとい
うことを、まず御説明願ひたい。そう
してそれによつて、これはまあほかの
委員の方々もさうだと思つてますが、
対象がなければものは審議できるもの
じゃないんです。これは次の委員会ま
でに、図解でもいいですし、全部揃え
て、まあ余分なことになりますけれど
も、厚生省の分もあなたの方でお調べ
願つて入れていただいて、それからも
しできるならば電電公社あるいはその
他の国鉄とか政府機関とか、公企です
ね、公共企業体の持つところの住宅と
いふものはどういふ条件でやつてお
るか、家賃の点もありませんし、そん
なものも一連の、今の現政府がやるこ
ろの住宅政策、住宅建設といふもの
に對する一連のグラフを、グラフでも
いしそれから文書でも何でもいいか
ら、そういうものをわれわれが理解で
きるよりなものをお出し願ひたいと思
ひます。そうしなければ、審議できな
いんです。大臣よろしくごさいま
すか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) はい、で
きるだけのものを出します。
○委員長(石川榮一君) ちよつと速記
をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(石川榮一君) 速記をつけ
本日はこの程度で散会いたします。
午後零時三十四分散会

六月二十五日本委員会に左の案件を付
託された。

- 一、道路整備費の財源等に関する臨
時措置法の一部を改正する法律案
中一部修正に関する請願(第八六
〇号)
- 一、風水害対策の特別立法化に関す
る請願(第八八二号)
- 一、公営住宅法中一部改正等に関す
る請願(第一〇八五号)
- 一、千葉県野田市から川間村、埼玉
県庄和村を経て春日部市に至る路
線を二級国道に指定する等の請願
(第一〇九二号)

第八六〇号 昭和三十年六月十五日
受理

道路整備費の財源等に関する臨時措置
法の一部を改正する法律案中一部修正
に関する請願

請願者 東京都千代田区三年町
一尚友会館内 本多市
郎

紹介議員 吉田 法晴君

現在国会において審議中の「道路整備
費の財源等に関する臨時措置法」の一
部を改正する法律案は、ガソリン税収
入決算額が同予算を超過した場合その
超過額を翌々年度の道路費に追加して
組み入れるとの趣旨であつたと信ぜら
れるが、当法律案の条項の中に、「前々
年度の道路整備費決算額が揮発油税収
入決算額に對して不足する額を」とうた
つており、これは明らかに本法制定の
精神に反するものであり、又道路整備
の進歩と国民の負担の公正を欠くもの
であるから、これを修正せられたいと
の請願。

第八八二号 昭和三十年六月十六日
受理
風水害対策の特別立法化に關する請願

請願者 鹿兒島市山下町自治会
館内鹿兒島県町村議會
議長会内 高野季信

紹介議員 西郷吉之助君

鹿兒島県の如く台風の常襲する地域においては、例年災害復旧に消費する経費と労力は、ばく大なものであるが、地方財政のひつ迫した今日災害復旧作業は遅々として進まずこのまま放置するならば、将来大災害を引きおこすことは必定であるから、風水害対策の特別立法化をすみやかに実現せられたいとの請願。

第一〇八五号 昭和三十年六月二十日受理

公営住宅法中一部改正等に關する請願

請願者 三重県桑名市議會議長 伊藤清次郎
長 伊藤清次郎

紹介議員 前田 穂君

公営住宅法中第十條を「都道府県は、公営住宅の建設、共同施設の建設、または災害に基く補修をする事業主体が市町村であるときは、当該事業主体に對し、第一種公営住宅の建設についてはその費用の四分の一、第二種公営住宅についてはその費用の五分の一をそれぞれ補助しなければならない」と改正するとともに、公営住宅の譲渡処分承認についての昭和二十九年十一月十一日付建設省住宅局長通達は、地方団体の財政計画に支障をきたすばかりでなく、投資財源が長期固定化するため将来の住宅建設にも悪影響を及ぼすか

ら、このような通達方針は変更せられたいとの請願。

第一〇九二号 昭和三十年六月二十日受理

千葉県野田市から川間村、埼玉県庄和村を経て春日部市に至る路線を二級国道に指定する等の請願

請願者 埼玉県春日部市長 山口宏
紹介議員 上原 正吉君 小林 英三君 石川 榮一君

今般二級国道百二十九号線が千葉市を起点として、野田市を経て越ヶ谷町、春日部市、大宮市を通過する如く計画発表があつたが、右路線は既に舗装も終りやや満足すべき状態にある如く思われるのにひきかえ、千葉県川間村を経て埼玉県庄和村大字金ノ井に接続する路線は、改良工事もすこぶる容易であり、これが幸いにして指定開発されるならば、同地方の交通産業上に及ぼす影響は誠に絶大であり、特に同地方はこの地点を中心として上流は宝珠花橋、下流は野田橋のみで他に一つの橋もないため、該地点に架橋され新国道によつて直結されるならば、野田市と春日部市等の距りは半減され、交通上の利便はもち論、産業上の振興発展は期して待つべきものがあるから、すみやかに右路線の二級国道指定と架橋計画を実現せられたいとの請願。

昭和三十年七月一日印刷

昭和三十年七月二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局